

別添

新型コロナウイルスワクチン集団接種会場設置・運営訓練業務委託仕様書

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、県内の高齢者や一般住民を対象にした新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、より効率的な接種体制を構築し、円滑な接種を実施するため、希望する市町村に対して新型コロナウイルスワクチンの集団接種が可能となるよう、接種に必要な会場の設置及び運営を行う。

2 委託業務名

新型コロナウイルスワクチン集団接種会場設置・運営訓練業務

3 委託期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

ただし、新型コロナウイルスワクチンの供給状況、接種状況等により期間の変更、延長もあり得る。

4 委託額 19,250,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場設置・運営訓練業務の概要

- (1) 実施場所 岡山市、倉敷市、笠岡市、美咲町内で指定する訓練会場
- (2) 日時 別途指定する日
- (3) 会場数 4会場
- (4) 内容 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場設置・運営訓練業務

6 委託業務の内容

新型コロナウイルスワクチン集団接種訓練会場の設置及び運営に関する業務の内容は、岡山県が策定した「新型コロナウイルスワクチン集団接種会場 設置・運営マニュアル」を基本とし、次に示すとおりである。ただし、発注者と受託者で協議の上、一部変更を行う場合がある。

(1) 集団接種訓練会場の設置・運営に関する企画・立案業務一式

業務の趣旨に沿い、新型コロナウイルスワクチンの集団接種が可能となる会場の設置・運営について、効果的に接種が見込める企画を提案すること。

- ・別添資料に示す4会場【岡山市、倉敷市、笠岡市、美咲町】の企画・立案書を作成すること。
- ・集団接種会場において、新型コロナウイルスワクチン接種に必要な壁・机・椅子等の効率的な配置を提案すること。

別添

- ・会場レイアウトは効率性や安全性に配慮した配置で設計すること。
- ・統括（全体対応）、確認カウンター事務、予診票確認、予診、接種、接種補助、薬剤充填、健康観察に関する人員は市町村等から派遣されるため、それ以外のスタッフの人員確保・体制を提案すること。
- ・緊急連絡等に必要となる会場全体放送用の音響設備等を提案すること。実際の会場設営では、既存の音響設備等がある場合、発注者との協議により設置をしないこともできる。

(2) 集団接種訓練の実施計画書、会場設置・運営マニュアルの策定業務一式

① 実施計画書の作成

- ・計画の実施にあたって、準備業務内容とスケジュールを示した実施計画書を作成すること。
- ・駐車場整理・案内
- ・チラシの配付等による会場への誘導
- ・スタッフ等の手配とスタッフへの業務内容の周知
- ・備品等の準備及び手配
- ・会場内の効率性・安全性を高めるために行う工夫
- ・感染防止対策
- ・廃棄物の運搬・廃棄 等

② 集団接種会場設置・運営訓練マニュアルの策定

- ・各集団接種会場ごとに、規模、接種人数、会場の特性を考慮した設置・運営マニュアルを作成する。

(3) 集団接種訓練会場の設置・運営業務一式

別添資料に示す4会場【岡山市、倉敷市、笠岡市、美咲町】について、効率的かつ確実な接種が可能となるよう発注者と協議した上で、会場の規模や接種人数に合わせた設置・運営を行うこととする。

- ・会場設営にあたっては、各市町村が選定した会場ごとに、駐車場整理、来場者の検温、会場案内、来場者受付、予診票記入補助、予診票確認、予診、ワクチン接種、接種補助、薬剤充填、接種等確認事務、健康観察を行うことが可能とすること。
- ・設営・撤去、業務進行、会場整理などについて、必要な人員を配置するとともに、運営責任者を定め、現場に常駐すること。
- ・掲示物ブースは、市町村が準備するリーフレットが設置できるようにすること。
- ・その他、別添資料に示す市町村が必要とする物品、備品等を用意すること。
- ・会場使用料は、含まない。

(4) その他新型コロナウイルスワクチン接種準備に係る必要な業務

- ・県内全域での広域的な業務体制の構築などについて、具体的に提案すること。

別添

※集団接種の実施にあたっては、現時点では、各会場の場所及び日程などが未確定なため、集団接種会場ごとに市町村と協議した上で、本契約には含めず、別途個別契約することとするが、本契約での見積金額の積算にあたっては、各市町村と個別契約をする際の契約額の目安となるよう、個別契約と同様の単価・積算方法等で積算すること。

※今後示す集団接種会場ごとに業務を委託する予定であるが、集団接種会場を設置する日程が集中する可能性があるため、『上記の(1)から(4)』の提案内容に加えて、同時期に何ユニットを何カ所で行うかなどの体制準備について、提案すること。

7 留意事項

- 本仕様書に定めのない事項又は内容を変更して実施する場合は、発注者と協議の上、実施すること。
- 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得なければならない。
- 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、発注者と協議しなければならない。
- 委託事業の実施に伴う著作権等の権利は、全て発注者に帰属するものとする。印刷物、看板、サイン等において使用される素材等において、他者の著作権その他が及ぶものは使用を避けること。また、これらについて使用する際には、権利者より事前に2次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。なお、これらの権利等に関して、第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。